

公 示 日：2026 年 7 月 29 日（水）

調達管理番号：26a00508

国 名：全世界

担 当 部 署：企画部サステナビリティ推進室

調 達 件 名：全世界（広域）資金協力におけるビジネスと人権の対応にかかる情報収集・確認調査（ビジネスと人権／調達監理）

適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：ビジネスと人権／調達監理
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2026 年 9 月中旬から 2027 年 1 月下旬
- （２）業務人月：2.27
- （３）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
23 日 17 日 11 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：１部
- （３）提 出 期 限：2026 年 8 月 19 日（水）（12 時まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 28 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を
取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （１） 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- （２） 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- （計 100 点）

類似業務経験の分野	ビジネスと人権、環境社会配慮又はインフラ関連プロジェクトの調達監理に関する調査又は実務経験
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：特になし
（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

人権に関する国際的な取組として、2011 年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、国家及び企業が尊重すべき国際的な行動指針（以下「国連指導原則」という）が示された。日本政府においては、2020 年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を公表し（同計画は 2025 年 12 月に改定）、さらに 2022 年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定している。

2023 年 10 月、JICA は「JICA サステナビリティ方針」を定め、同方針が掲げる基本的人権の尊重を推進するため、「ビジネスと人権」の考え方に基づいて、JICA の事業における人権侵害を防止し、適切な対応をとるための取組を推進してきた。

現在は、今後の対応として、①労働者を対象にした苦情処理体制の構築、②性的虐待・搾取及びセクシュアルハラスメント（性的不正行為／SEAH）への対応、及び③サプライチェーンにおける人権尊重（強制労働・児童労働の禁止）（以下「本件対応」という）にかかる取組のため、資金協力事業において使用する標準入札書類の改訂について検討している。

本業務は、かかる状況において、本件対応について、標準入札書類の改訂後、実効的で円滑な実務運用に向けて必要な情報を収集することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、国連指導原則などに示される「ビジネスと人権」に関する考え方、JICA の環境社会配慮ガイドライン及び世銀、ADB 及び JICA 等の開発パートナーによる資金協力における調達監理実務に関する十分な理解に基づき、契約後に JICA より別途提供される本件対応にかかる具体的な措置を把握の上、JICA 職員等と協議・調整しつつ、以下の調査業務を行う。

なお、調査にあたっては、世銀、ADB 及び JICA 等の開発パートナーによる資金協力事業があり、かつ、NGO などによる人権尊重のための取組がすすめられているバングラデシュにおいて、世銀や NGO などの関係機関との聞き取りを通じ、現状把握・分析を行い、全世界共通で検討すべき点を分析・整理する。

（１） 準備業務（2026 年 9 月中旬～2026 年 10 月下旬）

- ① 下記の本件対応にかかる措置について、契約後に JICA より提供される情報も踏まえて、その内容を把握する。なお、下記の措置は本調査を目的として世界銀行の標準入札書類に基づき設定した暫定案であり、具体的な措置については契約後に JICA より提供される資料において補充する予定。

＜想定する措置の内容＞

円借款事業において使用される標準入札書類について、以下の措置を講じるための改訂を行う。

ア) 労働者を対象にした苦情処理体制の構築

コントラクターに対して、現場で事業に従事する労働者を対象とする苦情処理窓口の設置を義務付け、労働者に周知する。

イ) 性的虐待・搾取及びセクシュアルハラスメント（性的不正行為／SEAH）への対応

コントラクターに対して、現場で事業に従事する労働者から性的不正行為（SEAH）を行わないことを含む行動規範について確認した Code of Conduct を取り付けること、労働者に対して性的不正行為（SEAH）の禁止に関する研修を行うこと、サバイバー（被害者）救済のための窓口の設置等を義務付ける。

ウ) サプライチェーンにおける人権尊重（強制労働・児童労働の禁止）

コントラクターに対して、直接下請けに対する強制労働・児童労働の禁止を求めるとともに、それ以外の下請け（サプライヤーを含む二次下請け以降）についても強制労働・児童労働の禁止のための方策を講じることを求めることを義務付ける。

- ② 本件対応の各事項について、JICA の資金協力業務における協力準備調査や案件実施監理の参考とするため、世界銀行など「ビジネスと人権」にかかる取組が先行する他開発パートナーが実施するプロジェクトの実務に関し、以下の情報を収集することを想定して、現地調査（バングラデシュ）で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票（案）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

ア) 【労働者を対象にした苦情処理体制構築】

- (a) 労働者を対象にした苦情処理体制構築のために、F/S（協力準備調査）段階で収集した情報の概要（現地労働法制、救済のための行政・司法機関などを想定）及びこれに基づいて取られた緩和策の実例

- (b) 事業実施段階における労働者（コントラクターや下請け事業者に雇用される労働者及び実施機関に雇用される労働者）を対象にした苦情処理体制設置方法（担当者に対する研修、マニュアル、多言語対応など）と実例（新たに体制を構築した場合の設置例とコントラクター側のコスト、または既存の手続きの活用例）
- (c) 事業実施段階において苦情があった場合の対応についての実例（例えば、下請け労働者からの申告であった場合の下請けからのヒアリング、下請けへの指導、外部救済機関（行政機関、司法機関）への紹介などを想定）

イ）【性的虐待・搾取及びセクシュアルハラスメント（性的不正行為／SEAH）】

- (a) 性的不正行為（SEAH）への対応のために、F/S（協力準備調査）段階で収集した情報の概要（Gender Based Violenceに関する現地法制及び状況、労働者向け研修又はサバイバー（被害者）救済のための現地サービスプロバイダー（行政・司法機関・CSO など）に関する情報やかかる情報の収集方法などを想定）及びこれに基づいて取られた緩和策の実例
- (b) 事業実施段階における性的不正行為（SEAH）抑止のための研修の内容、実施方法及び体制
- (c) 事業実施段階におけるサバイバー（被害者）救済のための窓口設置方法（担当者に対する研修の内容及び方法、マニュアル、多言語対応など）と実例（どのような体制を構築したのか設置例とコントラクター側のコスト）
- (d) 事業実施段階において救済要請があった場合の対応についての実例（例えば、加害者からのヒアリング、加害者またはその雇用主への指導、外部機関（行政機関、司法機関）への紹介／告発などを想定。世銀の事業で作成されている Accountability and Response Framework に相当）

ウ）【サプライチェーンにおける人権尊重（強制労働・児童労働の禁止）】

- (a) サプライチェーンにおける人権尊重（強制労働・児童労働の禁止）のために、F/S（協力準備調査）段階で収集した情報の概要（強制労働・児童労働禁止に関する現地法制及び状況などに関する情報などを想定）、当該情報の分析及びこれに基づいて取られた緩和策の実例

(b) 事業実施段階における事案発生時の対応（違反者（下請け）からのヒアリング、違反者に対する措置、外部機関（行政機関、司法機関）への告発などを想定）

以上につき、現地ヒアリング先の関係機関としては、世銀バングラデシュ事務所、世銀のプロジェクトを実施するバングラデシュ政府の実施機関、世銀のプロジェクトへの従事経験のあるコンサルタント及びコントラクター、労働紛争処理にかかる現地専門家や司法・行政機関、性暴力にかかる救済に従事する現地専門家や司法・行政機関、ILO や UN Woman などの国際機関等を想定する。可能な範囲で、世銀以外の開発パートナーからのヒアリングを実施し、必要に応じてオンライン調査を併用する。バングラデシュ以外に所在する関係機関からヒアリングを行うことも可とする。

質問票作成に当たっては、JICA との協議に基づき、世銀及び ADB の環境社会配慮に関する書式や Good Practice Note などの公開情報を参照する。

また、ヒアリングすべき関係機関の特定や参考情報の入手のため、労働者苦情処理体制の構築や性的不正行為（SEAH）抑止のための研修や資料を提供している国際機関や NGO について確認する。

③ 対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026 年 11 月中旬～2026 年 11 月下旬）

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② （１）準備業務②に記載の情報について、バングラデシュ所在の関係機関からのヒアリングを行う。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、（１）準備業務②に記載の情報に関する現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

（３）整理業務（2026 年 12 月上旬～2026 年 12 月中旬）

- ① 準備業務及び現地業務を通じた調査結果を踏まえ、（１）準備業務②に記載の情報を整理し、本件対応に関して、JICA の円借款事業に従事する関係者が世界銀行など「ビジネスと人権」にかかる取組が先行する他パートナーが実施するプロジェクトの実務を具体的に理解することを目的とした資料を作成する。

- ② 準備業務及び現地業務を通じた調査結果を踏まえ、JICA との協議に基づき、本件対応にあたり標準入札書類においてコントラクターに対し履行を求める業務内容を記載する項目（Works Requirements）について具体的な提案を行う。特に、コントラクターに義務付けられるア）労働者を対象にした苦情処理体制構築、イ）SEAH 申し立て処理体制構築、ウ）SEAH を含む研修の実施について、コントラクターへの具体的な要求内容の例示をする（調査を踏まえ、最低限の例または複数例を挙げる）。
- ③ 報告会等に出席し、①及び②にかかる調査結果及び提案を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書（和文）

2027 年 1 月 29 日（金）までに提出。

担当分野に係る調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 11 月 15 日～12 月 1 日ころを予定しています。

JICA 企画部サステナビリティ推進室等からの出張については未定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・ JICA 環境社会配慮ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/index.html>

・ 円借款事業における標準入札書類

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/tender/english.html

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地

業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上